

第28回猪苗代新そば祭り



もりそば



祝言そば

新そばの収穫を町民の皆さんと祝うため、今回から新たにカメリーナを会場に“町民限定新そば祭り”を開催します。また、昨年引き続き町内外へ猪苗代のそばの美味しさを知ってもらうため、町内店舗で利用できる“猪苗代プレミアム新そば券”も販売します。ぜひ、この機会に猪苗代のそばを味わってください。

【町民限定新そば祭り】

- 日時 11月9日(土)、10日(日) 午前10時～午後3時
- 会場 カメリーナ
- その他
 - ・会場で新そばを食べるには、事前に販売する“新そば祭り会場そば券”が必要になります。
 - ・“新そば祭り会場そば券”の購入方法は、折込チラシをご確認ください。
 - ・詳細が決まりましたら、町ホームページなどでお知らせします。

【猪苗代プレミアム新そば券】

- 利用期間 11月1日(金)～11月30日(土)
- 利用場所 「猪苗代プレミアム新そば券」参加店
- 販売日時 10月1日(火) 午前10時から完売次第終了
- 販売金額 1枚1,000円(税込) ⇒ 1,300円の食事券として利用できます!
- 販売枚数 限定5,000枚
- 販売場所 セブンチケット(全国のセブンイレブン店舗)

「新そば祭り」の
のぼりが目印です



■問い合わせ先
猪苗代新そば祭り実行委員会(農林課内) ☎(62)2116

～児童手当制度改正のお知らせ～

児童手当の支給対象や手当の額が拡充されます

児童手当法の一部改正により、令和6年10月分(12月支給)から、児童手当の拡充が行われます。

【児童手当拡充の内容】

- ①所得制限を撤廃します。
- ②支給対象児童の年齢要件を「中学生」から「高校生年代」まで拡大します。
- ③第3子以降の手当月額を3万円に増額します。
- ④多子加算(第3子以降の増額)の算定対象を「高校生年代」から「22歳年度末」まで拡大します。
- ⑤支給月を年3回(2・6・10月)から年6回(2・4・6・8・10・12月)に変更します。

【手続きが必要な人】

次の事由により新たに受給資格を取得、または受給している手当額が増額になる人は手続きが必要です。必要書類を保健福祉課に提出してください。

手続きが必要な人	必要書類
①所得上限限度額超過により児童手当(特例給付)を受給していない人 ②児童手当を受給していない人で、高校生年代の児童を養育している人	・児童手当認定請求書 ・請求者および配偶者のマイナンバーがわかるもの ・請求者および配偶者の保険証の写し ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
③経済的な負担等がある18歳年度末～22歳年度末までの子を養育していて、他の高校生年代以下の児童と合わせると合計人数が3人以上の人	・監護相当・生計費の負担についての確認書

■手続き期限 令和7年3月31日

※町で把握している対象者には、9月上旬に通知書を送付します。
※期限を過ぎると令和6年10月分からの支給・増額を受けられませんのでご注意ください。

【手続きが不要な人】

次に該当する人も改正により児童手当額が増額されますが、手続きは不要です。

- ・所得制限限度額超過により特例給付(一律5,000円)を受けている人
- ・児童手当を受給していて、高校生年代の児童を養育している人
- ・児童手当を受給していて、中学生以下の児童のみを3人以上養育している人

※12月支給分から増額されます。10月中旬に額改定通知書を送付します。

- 公務員の場合は、勤務先(所属庁)からの案内に従ってお手続きください。
- 制度改正の詳細は、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

■問い合わせ先
保健福祉課 社会福祉係 ☎(62)2115